

宅建業法に対応した既存住宅状況調査技術者講習がスタート

既存住宅状況調査技術者講習制度について

平成28年3月に閣議決定された「住生活基本計画(全国計画)」において、既存住宅が資産となる「新たな住宅循環システム」を構築するため、**建物状況調査(インスペクション)**における人材育成等による検査の質の確保・向上等を進めることとしています。

平成29年2月に創設した既存住宅状況調査技術者講習制度を通じて、既存住宅の調査の担い手となる技術者の育成を進めることにより、**宅地建物取引業法の改正による建物状況調査(インスペクション)の活用促進**や**既存住宅売買瑕疵保険の活用**等とあわせて、売主・買主が**安心して取引できる市場環境を整備**し、既存住宅流通市場の活性化を推進してまいります。

2. 既存住宅状況調査技術者講習制度について

既存住宅状況調査技術者講習制度は、一定の要件を満たす講習を国土交通大臣が登録し、講習実施機関が「既存住宅状況調査技術者講習登録規程」に従って講習を実施する制度です。

(1) 講習の登録申請

講習の登録には申請が必要となります。

(2) 講習の登録の要件等

既存住宅状況調査技術者講習の登録の主な要件は以下の通りです。

- ・既存住宅の調査に関する手順、遵守事項、調査内容等の講義を行うこと
 - ・HP等における修了者等の情報の公表、相談窓口の設置等を行うこと
- これらのほか、講習実施機関は毎年度全国的に講習を行うことなど、「既存住宅状況調査技術者講習登録規程」に従って講習を実施することとなります。

<国土交通省住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室 HPより>

なるほど家づくりコラム⑭ = 木の文化と木材の活用 =

欧州の文化は「石の文化」といわれているのに対し、日本は「木の文化」と言われています。世界最古の木造建築物は法隆寺で、現存する百年以上の木造建築物は、全国に数多くあります。

このように木材は使用方法によっては耐久性があるものです。また、木材は断熱性が高い、調湿作用がある、衝撃緩衝作用がある、目に優しいなど、**住環境にとっても適した建材**といえます。

しかし、木材はあらゆる面で、ほかの建材より優れているというわけではありません。強度では鋼材より劣りますし、絶縁性でいうと、プラスチックの方が勝っています。

木材は特性が全体的にバランスのとれているほか、地球温暖化の主な原因である二酸化炭素を吸収するなど、**地球環境にも適した建材**と言えます。この木材の良さ、文化を見直して、家造りに生かしていただきたいと思います。

もうすぐ梅雨の季節となります (再お願い)

= 建築計画には防災マップの活用を =

県内には、法律に基づき県知事が指定した**土砂災害特別警戒区域**があります。この区域は一定の開発行為の制限がかかるほか、居室を有する建築物については建築基準法施行令第80条の3に基づき、土砂災害の自然現象による衝撃が作用した場合においても破壊を生じない構造方法を用いる等の構造規制がかかります。**必ず建築確認申請の計画地において、この区域のご確認**をお願いいたします。

(県ホームページに土砂災害警戒区域等マップ掲載) ↓

<http://www.sabomap.jp/miyazaki/>

友の会会員からのお知らせ

■ 「木育サポーター養成講座」 参加募集について (案内)

宮崎県森林林業協会では、平成29年6月25日(日)に「木育サポーター養成講座」を開催いたします。

募集人員は20名で、参加費は無料です。午前の木育概論では、木育サポーターの心構えを学び、午後は「生きている樹」から「ものとしての木」へのつながりを感じさせる、丸太を使ったプログラムになります。

参加申込 宮崎県森林林業協会

(電話：0985-27-7682)